真庭市コミュニティバス時刻表協働発行業務仕様書

1 業務名

真庭市コミュニティバス時刻表協働発行業務

2 目 的

「市民の暮らしに役立つ行政情報を提供する。」という理念のもと、コミュニティバスの時刻表のほか、公共交通に関連したマップ等を盛り込んだ時刻表を発行することにより、移動・日常生活の利便性の向上を図る。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日(木)まで

4 業務内容

コミュニティバスを含む地域公共交通総合時刻表の発行

5 コミュニティバス時刻表に係る仕様

(1)名 称:真庭市の公共交通時刻表とわかるもの

(2) 発行予定部数: 27,000 部(全戸配布用 17,000 部、施設等配布用 10,000 部)

(3)刷 り 色: フルカラー

(4) 用 紙:マット紙

(5) 規格: A4判12ページ程度(表紙を含む。)

(6)内容構成:以下の表のとおり

構成区分	内容	原稿作成者	記事面積
バス	コミュニティバスまにわくん幹線時	真庭市	概ね 70%程度
時刻表	刻及び民間バス時刻等の情報		
公共交通	真庭市公共交通に関する地図	真庭市	
マップ	等(観光情報も含む。)の情報	協働発行事業者	
広告	市内企業等から募った広告	協働発行事業者	概ね 30%程度

(7)編集等の条件

- ① 企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、協働発行事業者が行うものとし、その際、市と十分協議し、承認を得なければならない。
- ② 市は、電子データ及び手書き原稿でバス時刻表の提供を行う。

- ③ 公共交通マップは、真庭市域その他市が指定する範囲の地域の情報とする。
- ④ 発行したコミュニティバス時刻表を令和8年4月号の広報真庭(令和8年3月27日頃発行)へ封入し、市内の全戸へ配布することにより納入に代えるものとし、残部は市が指定する場所に納入するものとする。
 - なお、広報紙への封入は、自治会やその他配送先ごとの部数に仕分けし、帯封をした上で、市の指示により、指定する場所に配送すること。
- ⑤ コミュニティバス時刻表の納品時には、全ページ分(但し、広告は除く。)をPDF形式に変換した電子ファイルを添付すること。また、市の指示があった場合、協働事業者は追加で必要なデータを提供する。
- (8) 発 行 時 期:令和8年3月中旬(予定)
- (9) 著作権: バス時刻表及び公共交通マップに関する著作権は、真庭市に帰属させるものとするが、広告については、協働発行事業者に帰属するものとする。

(10) 広 告

- ① 広告主の募集・広告の制作は、「真庭市広告掲載規則」およびその他関係法令に基づき協働発行事業者が行うこととし、その収入は協働発行事業者に帰属する。
- ② 時刻表へ掲載する広告の内容等については、「真庭市広告掲載規則」に基づき市が広告掲載前に審査を行うものとする。
- ③ 市は、広告内容の修正あるいは広告主の変更を求めることができる。この場合において、 審査の結果生じた作業にかかる経費は協働発行事業者の負担とする。

6. 企画提案書作成要領

- (1) 企画提案書(任意様式)
 - 提案書のサイズは、原則 A 4 判とする。ただし、必要に応じて A 3 判折込みも可とする。
 - ② 横書きで左または上綴じとする。
- (2) 必須提案事項

前記 5「コミュニティバス時刻表に係る仕様」に従い、コミュニティバス時刻表発行に関し必要な事項等を提案すること。なお、提案書には以下の事項を必ず明記すること。

- ① 発行ページ数 (総ページ数、広告の割合)
- ② 刷り色
- ③ 使用用紙
- ④ 時刻表レイアウト・公共交通マップ案(冊子見本など)
- ⑤ 製本
- ⑥ コミュニティバス時刻表発行までの制作スケジュール
- ⑦ 広告募集方針(広告主を募集するに当たっての行政側への協力要請事項等)

7. 問い合わせ先

真庭市生活環境部〈5し安全課(真庭市役所本庁舎1階) 〒719-3292 岡山県真庭市久世2927番地2 TEL0867-42-1017 FAX0867-42-7455 E-mail kurashianzen@city.maniwa.lg.jp